

1. **議題案名**:

2021年2月1日の軍事クーデター前後の対ミャンマーODAに関して

2. **議題の背景**:

ミャンマー国軍が2021年2月1日に軍事クーデターを起こし、2年以上たった今もミャンマーは国軍が発令したいわゆる「緊急事態宣言」の下にある。日本政府はクーデター後、対ミャンマーの新規ODAの実施は停止したが、クーデター前に締結したODA事業は継続中である。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**:

日本政府がODA事業で提供した船舶が国軍による軍事転用された上、「バゴ橋建設事業」を受注した横河ブリッジが、同事業のため軍系企業MECに多額の支払いをしていたことが明らかになっている。こうした問題を受けて、日本政府は具体的にどのような対策を取ってきたのか透明性を確保するために開示した上で、早急に議論する必要がある。

4. **外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば)**:

小野外務報道官は2023年4月26日の記者会見^(注1)で、日本政府がミャンマーに供与した船舶を国軍が「昨年秋の一時期に、兵士や武器の輸送のために」使用したと発表。その上で、「適正利用と再発防止の徹底を申し入れた」とした。

- ・ 「適正利用と再発防止の徹底」とは、具体的にどういった措置なのか(定期的な使用状況のモニタリングなど)お答えください。
- ・ 同船舶は、平成28年度に供与した。供与後、外務省あるいは在ミャンマー日本大使館は、同船舶の使用状況のモニタリングは実施していたのか。実施していた場合、誰が、いつ、どのぐらいの頻度で使用状況を確認していたのかお答えください。
- ・ 2023年4月26日の会見後、同船舶の使用状況のモニタリングは実施しているのか。実施している場合、本質問を外務省が受理した段階で、誰が、いつ、どのぐらいの頻度でモニタリングを実施したかお答えください。また、同モニタリングに対して、ミャンマー当局から回答があった場合、回答の趣旨も開示ください。

ヒューマン・ライツ・ウォッチが分析した取引履歴^(注2)によると、日本政府のODA「バゴ橋建設事業」を受注した株式会社横河ブリッジは、同事業のためにミャンマーの軍系企業ミャンマー・エコノミック・コーポレーション(MEC)に約200万米ドル(約2.8億円[2023年6月3日時点でのレート])を送金したとみ

(注1) 小野外務報道官会見記録 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken24_000184.html

(注2) Human Rights Watch「ミャンマー: 日本政府の建設事業が国軍を利する—株式会社横河ブリッジはミャンマー国軍と関係を断つべき」 <https://www.hrw.org/ja/news/2023/01/24/myanmar-japan-construction-aid-benefits-junta>

られる^(注3)。国連が設置した事実調査団は、2019年9月の報告書で、MECはミャンマー国軍に保有されており、製造、鉱業や通信などあらゆる事業を通じて国軍に膨大な利益を生み出していると指摘している^(注4)。2021年2月1日の軍事クーデター後、米国、イギリス、欧州連合、カナダとオーストラリアは、国軍の膨大な資金源であるとして、MECと軍系企業ミャンマー・エコノミック・ホールディングスに制裁を科した。この問題を受けて、岸田首相は2023年2月22日の衆議院予算委員会で、「実態を把握した上で、その実態に基づいて適切に対応すべき」と明言。また、林外務大臣も岸田首相の発言に続く形で、「我々としてできる限りのことをやっていく」とした。

- ・ 横河ブリッジは、2014年3月にMECと「技術協力について関係構築」^(注5)をし、MECの「友好ファブへの育成」を目指すため、覚書を締結しました。横河ブリッジが「バゴ橋建設事業」を受注したのは2019年3月です。外務省は、横河ブリッジが同事業を受注した段階で、同社がMECと覚書を締結していることを把握していましたか。その段階で把握していなかった場合、外務省はどの段階で両社の関係性について把握しましたか。
- ・ 外務省は、2021年3月に現地メディア「ミャンマー・ナウ」が、MECがバゴ橋建設事業のサプライチェーンに含まれている事実を報じて^(注6)から、具体的にどのような対策をとってきたか教えてください。
- ・ 外務省は、2022年2月22日に岸田首相が国会で「適切に対応すべき」と発言してから、横河ブリッジとのやりとりを含めて、具体的にどのような対策をとってきたのか教えてください。
- ・ 外務省は、同事業の完成時期をいつ頃と見込んでいるのか。
- ・ 外務省は、仮に横河ブリッジが工事の停止や、MECとの契約を解消した場合、発生するとされる違約金について、具体的な額を把握しているのか。している場合、開示をお願いします。
- ・ 外務省は、横河ブリッジとMECの間で交わされた契約書を確認できているのか。確認できている場合、違約金やフォースマジュールについて文言があるのかご回答ください。

2023年5月31日に朝日新聞は、日本政府が支援する「最大都市ヤンゴンと第2の都市マンダレーを結ぶ鉄道」の改修事業に関して、クーデターを受けて「日本は追加の円借款を出さない、と支援の打ち切りを通告した」と報じた^(注7)。

- ・ 同事業に追加の円借款を提供しないとミャンマー側に通告したことは事実ですか。
- ・ 事実の場合、通告した具体的な時期と理由について教えてください。

^(注3) 朝日新聞「ODA 受注企業からミャンマー国軍系企業に 2.6 億円 人権団体指摘」

<https://digital.asahi.com/articles/ASR1X3R8FR1WUHBI01Q.html>

^(注4) Human Rights Council, “The economic interests of the Myanmar military: Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar”

https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/FFM-Myanmar/EconomicInterestsMyanmarMilitary/A_HRC_42_CRP_3.pdf

^(注5) (株)横河ブリッジ取締役海外事業部長・馬場千尋「横河ブリッジ・海外事業のミャンマー進出」
http://27.34.129.58/ir/pdf/settlement_20151112-2.pdf

^(注6) Myanmar Now, “Japan must abandon project with military-owned company to build bridge in Yangon, says engineers”
<https://myanmar-now.org/en/news/japan-must-abandon-project-with-military-owned-company-to-build-bridge-in-yangon-say-engineers/>

^(注7) 朝日新聞「ミャンマー鉄道改修、大幅縮小 日本は ODA、クーデター踏まえ打ち切り 他の事業も見直す可能性」
<https://digital.asahi.com/articles/DA3S15651901.html>

5. 議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):

国軍による船舶の軍事転用で明らかになったのは、以下の点だと考える。

- ・ 日本政府はミャンマーに2017年から2019年にかけて、船舶を供与した。同時期は、国軍が少数民族ロヒンギャに対して「掃討作戦」の名の下で広範な人権侵害を犯していた時期と重なる。
- ・ 供与前の適切な人権リスクのアセスメントが実施されていれば、そもそも安易に軍事転用できる船舶を紛争地帯であるラカイン州に提供すること自体がリスクを伴う行為である、と認識できたはずである。
- ・ 外務省によれば、供与後に使用状況の定期的なモニタリングが実施されていなかったようだが、外務省および在ミャンマー日本大使館による適切な使用状況のモニタリングが実施されていれば、今回の軍事転用も防げた可能性が否めない上、報道およびヒューマン・ライツ・ウォッチの指摘後、半年以上も事実確認のために時間を要する必要がなかったと考える。
- ・ 外務省によれば、横河ブリッジは少なくとも2014年から横河ブリッジとMECが事業提携を締結していたことを知らなかったとのことだが、横河ブリッジがバゴ橋建設事業を受注した件に関して、外務省およびJICAが事前に適切な人権リスクのアセスメントを実施していれば、同社が軍系企業MECと事業提携の関係にあることが分かったうえ、同社に工事をお願いするということは、MECがサプライチェーンに含まれるリスクが大きいということが分かったはずである。
- ・ また、国連人権理事会が設置した事実調査団は2019年9月に報告書でMECと国軍の関係性を指摘したにもかかわらず、横河ブリッジは同年11月にMECとバゴ橋建設事業の契約を締結した。外務省およびJICAは締結後にその事実を知らされたとするが、そもそも横河ブリッジがMECと2014年の時点で覚書を締結している事実を事前に把握していれば、これも防げた事案であると考えられる。
- ・ 今年6月9日に閣議決定された新開発協力大綱に人権デューディリジェンスや、相手国の人権状況が著しく悪化した場合ODA停止を可能にする文言が含まれていないことは、外務省が以上の2つの事例を教訓としてとらえていない、という印象を受けざるを得ない。
- ・ また、以上の議題は開発協力適正会議でも取り上げられるべきと考えるが、外務省のお考えを聞きたい。

- 氏名: 笠井哲平
- 役職: アジア局プログラムオフィサー
- 所属団体: 国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ

以上